

与那原町への寄附について

この度、与那原町ふるさと寄附金条例を制定いたしました。

私たち与那原町は、町域面積5.10km²と沖縄本島の中で一番小さい町です。

夏の風物詩である“与那原大綱曳”は沖縄県三大大綱曳のひとつとして、県内外に知れわたっております。東（あがり）と西（いり）に分かれた勇壮な大綱は、見るだけでなく曳いてはじめて、その楽しさがわかると思います。

また、かつて与那原は、沖縄本島中南部の交通の要衝として知られていました。与那原港には山原船（やんばるせん）が出入りし、近代になると海運のほか馬車・鉄道による陸上交通も盛んになりました。

「いちやりば ちょーで一」という言葉を耳にしたことがあるでしょうか。これは本町出身者である「前川 朝昭」氏作、民謡「兄弟小節」の一節で「人と人が一度逢えば、それも何かの縁であり、兄弟のようなものだ」という意味です。このように本町は歴史と文化が脈々と受け継がれているまちでもあります。

現在、「太陽と緑のまち与那原町」をテーマとし、「東部地域の中核都市」の形成に向け、マリンタウン・プロジェクトによる住宅・商業・業務施設などの都市機能施設、マリーナ、緑地など港湾施設を一体的に整備し、まちづくりを推進しているところです。

つきましては、与那原町のまちづくりに賛同していただける方々や、与那原町出身の皆様や本町にゆかりのある方々の思いをお伝えいただき、「ふるさと納税」という形でご支援していただきたいと思っております。

多くの皆様のご支援を心よりお待ちしております。

与那原町長 古堅 國雄

―皆様からの寄附金の活用方法―

寄附金の活用は、皆様のご選択いただいた事業に活用させていただきます。活用する事業は以下のとおりです。

- ① 自然環境保全及び景観の維持、再生に関する事業
- ② 福祉のまちづくりに関する事業
- ③ 未来を担う子どもの教育及び少子化に関する事業
- ④ 与那原大綱曳の継承発展に支出する事業
- ⑤ その他 活気あふれる与那原町にするために町長が認める事業

―寄附金の運用について―

寄附金は適正に管理運用するため、与那原町ふるさと基金に積み立てられます。基金は金融機関への預金その他、最も確実有利な方法により保管され、毎年の事業実施状況と運用状況を町広報誌及び町ホームページでご報告させていただきます。

— 寄附金の申込みについて —

ご寄附は、5,000円以上とさせていただきます。

なお、ご寄附いただきました皆様には、「よなばるの特産品セット」を送付させていただきます。

寄附をお寄せいただく方法

- ① 現金書留払いを希望される場合は、下記の住所へ郵送下さい。
(申し訳ございませんが郵送料金等についてはご負担下さい。)

〒901-1392

沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地

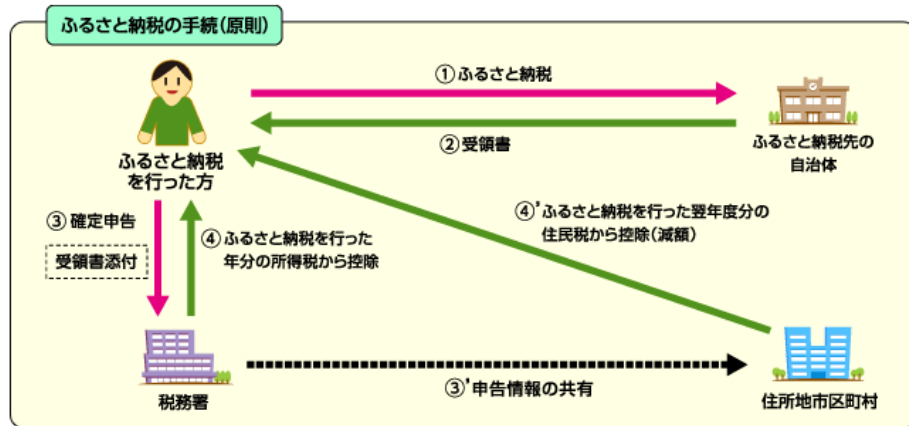
与那原町役場 会計管理者 宛

- ② 与那原町からお送りする納付書で支払う場合は、送り先を教えてください送付いたします。お近くの銀行にて振込み下さい。
(県内銀行につきましては、振込手数料は無料ですが、県外銀行につきましてはご寄附される方の負担とさせていただきます。)

— 税の控除について —

与那原町への寄付金のうち、2,000 円を越える部分について、住民税と所得税から控除されます（一定の上限あり）。

なお、所得税と住民税から寄付金控除を受けるためには、寄附をした翌年の 3 月 15 日までに、確定申告を行っていただく必要があります。確定申告を行う際には、**与那原町が発行する寄附の証明書・受領書**が必要となりますので、大切に保管して下さい。



■ふるさと納税による税金の控除について（総務省自治税務局HP）

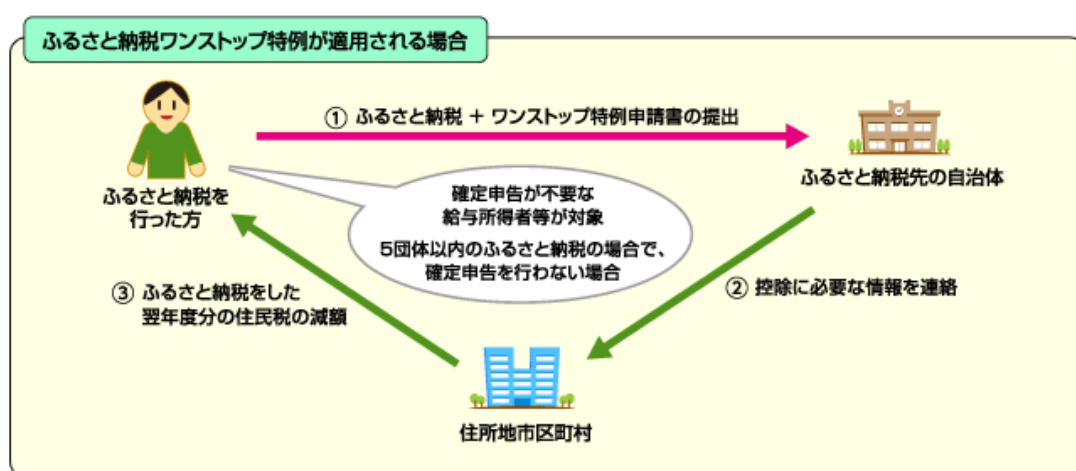
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html

※一定の上限とは、おおむね個人住民税所得割額の 2 割ですが、寄付される本人の収入や他の控除によって異なりますので、詳しくは税務課（☎098-945-4477）または、お住まいの市町村税担当課までお問い合わせください。

ーふるさと納税ワンストップ特例制度についてー

平成27年4月1日より「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。
確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合などに限り、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄付金控除を受けられる制度です。

ワンストップ特例制度の利用をご希望される方は、ふるさと納税をする際にワンストップ特例申請書(※)を与那原町へ提出してください。



■ふるさと納税に関する税制改正について (総務省自治税務局HP)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20150401.html#block02

※申請後、内容に変更が生じた場合(住所・氏名など)は、申請をした翌年の1月10日までに変更届け出書を提出して下さい。

[ワンストップ特例制度申請書.pdf](#)

[変更届け出書.pdf](#)

【問い合わせ】

与那原町役場 総務課

電話 098-945-2201 (直通)